

(報道資料)

平成27年12月21日

靱井勝人

日本放送協会

本日の東京地裁判決を受けたコメント

判決は、週刊新潮の記者が靱井会長本人を取材したというには疑問が残るとしたうえで、十分な取材を尽くすことなく、関係者の話を安易に信用して記事を執筆したものと云わざると得ないと断じました。根拠のない誤った記事であったことが認められたと受け止めています。

(以上)